

令和8年6月9日

保護者の皆様

県立横浜明朋高等学校
校長 榎本 譲治

異常気象時における登校基準の改訂について（通知）

入梅の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の局地的な豪雨や気象状況の変化に伴い、生徒の安全な登校および避難行動をより確実なものとするため、「**異常気象時における登校基準**」を一部改訂いたしました。つきましては、下記のとおり変更点および改訂後の登校基準をお知らせいたします。気象警報が発令された際は、本方針に基づき、安全を第一に考慮したご対応をいただきますようお願い申し上げます。

【改訂箇所は太字下線】

神奈川県東部（横浜市南部、横浜市北部）において「特別警報（レベル5）」・「危険警報（レベル4）」・「暴風警報」・「大雨警報（レベル3）」・「大雪警報」・「暴風雪警報」が発令されている場合は次のとおりに対応してください。なお、登校途中に発令された場合、帰宅するか登校するかは安全を優先して判断してください。

また、生徒の登校に危険もしくは著しい困難が予想される場合は、校長の判断により内容を変更することがあります。

①午前6時の時点

【警報発令中】→午前部・午後部ともに自宅待機

【警報解除】→通常授業

②午前8時30分の時点

【警報発令中】→午前部・午後部ともに自宅待機

【警報解除】→スタートより授業（部間併修科目も実施）※SHR 10時45分

③午前11時の時点

【警報発令中】→午前部・午後部ともに臨時休校（自宅学習）

【警報解除】→5校時より授業（部間併修科目も実施）※SHR 13時25分

テレビ・ラジオ・インターネット等で居住地、登校経路、公共交通機関の状況を確認し、通常の登校手段での登校が不可能な場合は自宅待機とします。交通機関が概ね平常に戻り、登校が可能となった時点で安全確保を第一に登校してください。

なお、京浜東北線・根岸線以外で不通・遅延するなど欠席せざるを得ない状況が生じた場合は、学校へその旨を連絡してください。

問合せ先
学習支援グループ 浦田、長井
電話 (045)836-1680 (代表)